

# NEWS LETTER vol. 2 <2007年5月号>

## ■【トピックス】

### 会社法施行1年！



昨年の5月1日に施行された会社法が、1年を迎えました。この間、施行が1年先送りされていた合併等対価の柔軟化がいよいよ本格的に適用されます。

これにより三角合併など新たな組織再編成手法が可能になります。

三角合併というと外資による日本企業の買収ばかりが目立っていますが、報道されているほど簡単ではないので過敏にならなくても良いかと思います。

それよりは、中小企業の事業承継対策に活用することを考えた方がよさそうです。

## ■【今月のキーワード】

### 三角合併

三角合併と聞くと何だか難しそうですが、たとえ話で理解すると分かりやすいと思います。

米国のGM（ゼネラルモーターズ）が日本のトヨタを買収しようとしたと仮定しましょう。

この場合、まずGMは日本に子会社を設立します。その上で、日本法人である子会社にトヨタを吸収合併させます。その際、トヨタの株主には、合併の対価として米国GMの株式を交付します。

結果、GMは現金を支払うことなしに、トヨタを買収（子会社化）することができるのです。

株式の時価総額が大きければ、理屈の上ではどんな大きな買収でもキャッシュレスでできます。

## ■【ビジネス・アイ】

### 内部統制（その1）

社長 「大変な目にあつたよ」

花野 「一体どうしたのですか？」

社長 「実はね。従業員に売上金を横領されたんだ」

花野 「それは大変でしたね」

社長 「ホントひどい被害だよ。資金繰りにも影響がでて借入れしなきゃいけないし、仕事には穴が空くし、踏んだり蹴ったりだよ」

花野 「会社にとっては大きな損失ですね」

社長 「会社だけじゃないよ。私もこの件ではいろいろ振り回されて大変だったんだから被害者だよ」

花野 「社長が被害者ですか？」

社長 「え、そうだよ」

花野 「実は会社法では、今回のような横領ができないような仕組みを作る義務が取締役に課せられているんですよ（第362条4項6号）」

社長 「それはどういうことなの？」

花野 「内部管理体制に不備があったために横領された場合、体制を整備しなかった社長に責任があるといわれる可能性があるということです」

社長 「それでどうなるの？」

花野 「最悪の場合、株主から訴えられる可能性がありますね」

社長 「本当にそうなの？」

花野 「ええ、そうです。だから今からでも遅くありません。管理体制を整備することをお勧めします」

## ■【今月の1冊】

### 『裁判官の爆笑お言葉集』

長嶺超輝 著 幻冬舎新書 ¥720

最近、裁判の傍聴記が流行っています。その中には、ときどき面白い裁判官語録があつたりしますが、この本は、それだけを集めた本です。

裁判官も人間です。いろいろなこととお話されます。それにしても、そんなこと言っちゃだめだろうというのから、人間味あふれるものまであります。

この本を読むと、本当に裁判が面白そうに思えてきます！



## ■【編集後記】

『NEWS LETTER』の第2号です。今月号は会社法施行一年ということで会社法に関する話題を中心に取り上げてみました。会社法自体かなり難しい法律ですが、今回の記事で少しでもご興味をもつていただけたのならうれしいです。

## 『NEWS LETTER』vol. 2（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2007.5.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦丸ビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>